

申告相談・  
受付期間は、  
2月16日(木)  
3月15日(水)

# 市・県民税、所得税の申告は 自分で書いてお早めに



申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

**【市・県民税の申告】** 税務課市民税係  
☎ ㊟1134  
**【所得税の申告】** 伊勢税務署個人課税部門  
(音声案内) ☎ 0596 ㊟3191

市では次の申告について、いずれの会場でもお受けできません。  
いせシティプラザ（伊勢税務署西側）で申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税
- 贈与税
- 平成27年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 平成28年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた

平成29年1月1日現在で、市内に住所のあるかたや市の国民健康保険に加入しているかたは、申告が必要です。給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、国や地方公共団体に土地などを譲渡したかた、その他に何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください。

公的年金などの収入金額が400万円以下かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必要です。

**市・県民税の申告**

申告書は、前年の課税実績や課税資料などをもとに、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。

申告書が送付されなかつたかたについても、次の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。申告相談は表1の会場で行います。

**申告が必要なかた**

表1 市・県民税の申告相談日程

受付日	地区名	会場	受付時間
2月16日(木)	桃取	桃取コミュニティセンター	9:00～13:00
2月17日(金)	菅島	菅島老人憩の家	9:00～15:00
2月20日(月)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00
2月21日(火)	答志	答志コミュニティセンター(旧老人憩の家)	9:00～15:00
2月22日(水)	相差・畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所女性等活動拠点施設	9:00～15:00
2月23日(木)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	浦村	本浦公民館	13:30～16:00
2月24日(金)	和具	答志和具コミュニティセンター	8:30～12:30
3月7日(火)	堅子	堅子老人憩の家	8:30～9:30
	千賀	千賀公民館	10:00～12:00
	国崎	国崎公民館	14:00～16:00

  

受付日	地区名	会場	受付時間
3月8日(水)	松尾・白木	松尾公民館	9:00～11:00
	若杉・河内・岩倉	岩倉老人憩の家	13:00～15:30
3月9日(木)	坂手	坂手老人憩の家	9:00～12:00
3月10日(金)	小浜・安楽島 大明東・大明西・高丘	市民文化会館 4階・第3小会議室	9:30～16:00
3月13日(月)	一丁目～五丁目 堅神・屋内・池上 船津・幸丘		

以下のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く)

受付日	地区名	会場	受付時間
2月16日(木)～24日(金)	全地区	市民文化会館 4階・第3小会議室	9:00～16:00
3月6日(月)～9日(木)			

※臨時申告相談所では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみ受け付けます。その他の申告書については受け付けません。表2の申告相談日に相談していただくか、伊勢税務署の相談会場を利用してください。

※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は1～2人となります。混雑時には待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。

なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

### 所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

**3月15日(水)までに申告して**ください。

市内での確定申告相談会の日程は、**表2**のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシテイプラザ（伊勢税務署西側）で、2月16日(木)～3月15日(水)（土曜・日曜日を除く）まで受け付けます。

### 申告に必要なもの

- マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金などの源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

### 社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書（税務課より1月13日発送）
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ（市民課・健康福祉課より1月24日発送）
- 国民年金保険料控除証明書

### 生命保険料控除を受ける場合

- 生命保険料の控除証明書

### 地震保険料控除を受ける場合

- 地震保険料の控除証明書
- 支払った医療費の領収書

### 医療費控除を受ける場合

- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類
- 寄附金の領収書または受領証明書

### 障害者控除を受ける場合

- 障害者手帳
- 障害者控除対象者認定書
- ※社会福祉事務所が発行

### 伊勢税務署からのお知らせ

平成28年分所得税の確定申告書を次の方法で提出されたかたは、平成29年分確定申告から、申告書などの用紙に代

えて、「確定申告のお知らせがき」が送付されることとなります。

- 1 税理士会による無料相談会場
- 2 地方団体による相談会場
- 3 青色申告会による相談会場

### ご注意ください

平成29年度の市・県民税の申告、平成28年分確定申告からマイナンバーの記載やマイナンバー確認書類、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

申告相談会場は大変混み合います。

内容に不明・不備な点がありますと、相談に時間がかかり、申告されるかたや順番待ちのかたにご迷惑をお掛けすることになります。

収支内訳書などは、あらかじめ記入し、完成させたい場で会場にお持ちください。また、医療費の領収書は合計しておいてください。

スムーズな申告相談の進行にご協力くださいますようお願いいたします。



表2 確定申告の申告相談日程

とき	会場・受付時間	地区名
2月27日(月)	市民文化会館 4階・大会議室 9:00～12:00 13:00～16:00	小浜・安楽島・大明東・大明西・高丘
2月28日(火)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木
3月1日(水)		神島・菅島・和具・坂手・桃取・答志
3月2日(木)		浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子
3月3日(金)		一丁目～五丁目・堅神・屋内・池上
3月14日(火) 15日(水)		全地区

※税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月27日(月)・28日(火)の日程でお越しください。

※表2の会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみ受け付けます。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

### 確定申告書は国税庁ホームページで楽々作成

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

作成した申告書を書面提出する場合は、印刷して郵送などにより税務署へ提出してください。

e-Taxにより送信する場合は、マイナンバーカードの取得とICカードリーダーライタの準備が必要となります。

マイナンバーカードに関する問い合わせは、市民課戸籍係(☎ 25 1127)へお願いします。

### 税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月27日(月)・28日(火)  
午前9時30分～午後4時  
(ただし12時～午後1時は除く)

ところ 市民文化会館4階・大会議室  
必要書類などくわしくは、伊勢税務署(☎ 0596 28 3191)へお問い合わせください。